

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年7月7日

月曜日

第5397号

目

次

告 示

- | | |
|-------------------|---|
| ○指定障害福祉サービス事業者の指定 | 1 |
| ○指定障害福祉サービス事業の廃止 | |
| ○保安林の指定予定 | 2 |

告

示

富山県告示第305号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護、重度訪問介護	令和7年7月1日	1610900142	医療法人社団 啓愛会	小矢部市島321番地	ゆうゆうヘルパーステーション	小矢部市島383番7

富山県告示第306号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃

止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護、重度訪問介護	令和7年6月30日	1610900035	いなば農業協同組合	小矢部市赤倉96番	J Aいなば福祉支援センター	小矢部市水島680

富山県告示第307号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の2の規定により告示する。

令和7年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県黒部市窪野字大源寺308の1、字杉大平313から315まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。）